

写

27消安第4257号
平成27年11月9日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

徳島県で採取された野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例について

11月7日、徳島県で採取された野鳥の糞からH5N3亜型の低病原性鳥インフルエンザウイルスが分離された旨の連絡が環境省よりありましたので、お知らせします。

今般の事例も踏まえ、「平成27年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成27年9月9日付け27消安第3111号農林水産省消費・安全局長通知）等に基づき、改めて、畜舎内への野生動物の侵入防止対策、農場における消毒の徹底等の飼養衛生管理基準遵守状況の確認及び指導並びに早期発見及び通報を再徹底いただきますようお願いいたします。

なお、徳島県に対しては、「高病原性及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成27年9月9日付け農林水産大臣公表）に基づき、検体採取地点から半径1km以内の家きん飼養農場へ注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底を指導するよう別途連絡しております。